

4 パブリック・コメントによるご意見を反映した内容案の変更について

県民の皆さんからのご意見等を踏まえた、県環境審議会での審議の結果、環境基準達成のために必要最小限な規制を内容とする答申があった。

県では、パブリック・コメントによるご意見、環境審議会答申を踏まえ、下表のとおり、規制内容を変更した（条例の施行日までには、条例施行規則、告示で定める内容の概要を含めています）。

項目		パブリック・コメント募集時の内容案		パブリック・コメントによるご意見を反映した内容案		
対象自動車		乗用車（ディーゼル） 貨物自動車（ディーゼル、ガソリン、LPG） 乗合自動車（ディーゼル、ガソリン、LPG） 特種自動車（ディーゼル、ガソリン、LPG。ただし、乗用車を改造したものはディーゼル車に限る。）		自動車NOx・PM法の対象自動車（左欄に記載の自動車）のうち、車両総重量8t以上の自動車（バスは乗車定員30人以上） （ただし、一部車両等で適用除外）		
規制内容		排出基準に適合しない自動車は、対策地域内（阪神・播磨南部地域11市2町）で運行ができない（ただし、一部路線で適用除外）		排出基準に適合しない自動車は、特別対策地域（＝阪神東南部地域）内で運行ができない。 （ただし、一部路線で適用除外）		
排出基準	車種	NOx	PM	NOx	PM	
	乗用車（ディーゼル）	昭和53年規制ガソリン車並み	平成14年規制ディーゼル車の1/2	/		
	その他	1.7t以下	昭和63年規制ガソリン車並み			平成14年規制ディーゼル車の1/2
		1.7t～2.5t	平成6年規制ガソリン車並み			平成15年規制ディーゼル車の1/2
		2.5t～3.5t	平成7年規制ガソリン車並み			平成15年規制ディーゼル車の1/2
LPG車は、ガソリン車並みの基準となっている。	3.5t超	平成10,11年規制ディーゼル車並み	平成10,11年規制ディーゼル車並み	車両総重量8t以上 （バスは乗車定員30人以上） 平成10,11年規制ディーゼル車並み		
実効性の確保措置		運行禁止命令 事業者への立入検査や路上検査を実施 罰金		事業者への措置命令 荷主等への勧告 罰金		
猶予期間	排出基準に適合していない使用過程車については、初度登録日（新車として登録された日）から起算して次のような猶予期間を設ける。					
				車両総重量8t以上 （バスは乗車定員30人以上）		
	乗用車	9年		-		
	普通貨物	9年		10年		
	小型貨物	8年		-		
	大型バス	12年		13年		
	小型バス	10年				
特種	10年		11年			
適用日	平成15年10月から		平成16年1月1日施行 平成16年10月から運行規制開始 自動車NOx・PM法の規定による使用可能最終日より各1年猶予する。			
		猶予期間及び（使用中の車の）適用日は、自動車NOx・PM法と同じ。				

備考：条例施行規則、告示で定める箇所に下線を引いています。